

知床国立公園ウトロ海域における海鳥の保護と 持続可能な海域利用検討会に至る背景

1. ウトロ海域利用に関する経緯

- ・ 昭和 59 年 2 月に、貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生育地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制することを目的として、関係行政機関において「**知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ**」が策定された。
- ・ 平成 16 年 12 月に、知床国立公園利用適正化検討会議において「**知床先端部地区利用適正化基本計画**」が策定され、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動へ悪影響が生じないよう一定の「利用の心得」の下で利用することが方針として示された。
- ・ 平成 17 年 6 月に知床岬において発生した観光船の座礁事故を発端として、同年 7 月に**知床地区旅客船等安全対策等連絡会議**が組織され、平成 18 年には、主に安全面を勘案し、利用の心得の作成状況等も参考として基準航路が策定された。しかし、基準航路策定時に関係機関が全員一致しての結論には至っていない。当会議は、平成 17 年度以降事故が発生していないことから平成 20 年から活動休止中。
- ・ 平成 20 年 1 月に、地域の関係機関によって知床半島先端部を利用するためのルールとして、「**知床半島先端部地区利用の心得**」が公表された。利用の心得の中では、①観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないことや、②海棲哺乳類、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近行為をしないことなど、動力船による海域利用に関する事項もあげられている。
- ・ 平成 20 年 2 月に開催された知床世界遺産調査報告会において、海鳥の繁殖に関して、観光船による海域利用の影響を受けている可能性が推察されるとの発表を受けて、科学委員会の委員からも、海域の利用について検討が必要である旨の指摘を受けた。
- ・ 知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、平成21年12月に「**知床世界自然遺産地域管理計画**」が策定された。

この中で、遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらし続けることを前提として、観光、自然探勝、登山、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うことで、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図ることが基本方針として示されている。

また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行うということが、主要利用形態毎の対応方針として示されている。

2. 自然公園法の改正（海域公園地区制度の創設）

- ・ 近年、優れた海中の景観の他、海上を含む海域の景観が、ますます自然探勝に供され、また海鳥の休息地等として生物多様性保全の観点からも重要であると評価されるなど、その価値が高まってきている。
- ・ また、海洋性レクリエーションの多様化により、優れた景観を間近に眺めることができる海域は、シーカヤックなどを用いた質の高い自然体験の場として利用されることなどにより、その重要性が高まっている。
- ・ このように海域における景観の価値は、海中にとどまらず海上についても重要であると認められるようになりつつあり、海域の景観の保護に向けた取組は、海上の景観も含めて総合的に推進していくことが必要となっている。
- ・ そのため、海中の景観のみを対象としていた現行の海中公園地区制度を、生物多様性の豊かな干潟や、干潮時に海上に干出する岩礁等の特徴的な地形、海鳥、海獣等の動植物によって構成される海上の景観を含む海域公園地区に改め、陸海域の一体的な保全を図ることが可能となる。
- ・ また、観光船により無秩序なウォッチングツアーが野生動物等へ悪影響を与えることが報告されていることから、これまで陸域に限定されていた利用調整地区を海域公園地区にも指定できることとし、海域における公園利用者の立入り人数・期間・方法等を調整することにより、海域の生態系の保全と持続可能な利用を推進することができるようになる。